

主婦と税（パートと税）

税務課

【パート収入に対する税】

パート収入は、通常、給与所得となります。
課税される所得は、パートの年収から給与所得控除額（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額となります。パート収入が103万円以下で、ほかに所得がない場合は所得税はかかりません。

ただし、パート収入が93万円を超える方は、町県民税がかかる場合があります。



【配偶者にパート収入がある場合】

例えば、夫に所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合、パート収入が103万円までであれば、夫は配偶者控除（38万円）が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象でない妻について、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば受けることができます。

ただし、夫の合計所得が1,000万円（給与収入で約1,231万円）を超える年には受けることはできません。

【問合先】税務課

土地・家屋に変更があるときは届け出を

税務課

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって、税負担が軽減されるものがあります。

土地や家屋の用途変更があったときは、次のとおり届け出をしてください。

特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届け出がないと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必ず届け出をしてください。

●届け出が必要なときとその届出書など

こんなとき	届け出をする必要がある人	届出書などの名称
(1) 家屋を新築または増築したとき (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書
	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	
(4) 家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(5) 土地の用途(利用状況)を変更したとき (例 住宅の敷地を駐車場に変更など)		
(6) 家屋が災害などの事由により滅失または損壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書(固定資産税減免申請書)
	土地の所有者	被災住宅用地の特例適用申告書

【問合先】税務課

あなたの悩みに応えたい

保険治療から先端自費治療まで



桜桃歯科

☎(058)371-8855 (各務原自衛隊基地南)

詳しくはホームページで

循環社会に奉仕する

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ
引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765